



2022年5月23日

各 位

会社名 株式会社エスライン
代表者名 代表取締役社長 山口 嘉彦
(コード番号：9078
東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 取締役 白木 武
(TEL 058-245-3131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第83期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業会社が行う業務の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)の事業目的に「古物営業法に基づく古物商」を加えるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面での交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度の導入により、株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営む会社の経営指導、経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(15) (条文記載省略)	(1)～(15) (現行どおり)
(新 設)	<u>(16) 古物営業法に基づく古物商</u>
(16)～(26) (条文記載省略)	(17)～(27) (現行どおり)
第3条～第5条 (条文記載省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文記載省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第14条 (条文記載省略)	第13条～第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示)	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第18条 (条文記載省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条～第32条 (条文記載省略)	第19条～第32条 (現行どおり)
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第33条～第37条 (条文記載省略)	第33条～第37条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第38条～第41条 (条文記載省略)	第38条～第41条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条（条文記載省略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 （条文記載省略） （新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 （現行どおり）</p> <p>第2条 <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（水）（予定）

以 上